

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	小田原競輪の今後に向けた検討について	企画政策課
2	小田原市斎場の整備について	環境政策課

平成30年11月5日

小田原競輪の今後に向けた検討について

1 基本的な考え方

本市では、昭和24年度から競輪事業を開始し、その収益から市の一般会計に繰出金を支出することで、これまで市の財政に貢献してきたが、平成24年度、平成27年度及び平成29年度は一般会計への繰出しを継続しているものの、実質的な単年度収支は赤字となり、今後も、単年度収支の赤字が予測される。

また、施設全体の老朽化が進んでおり、加えて、都市計画上の制限等がある。

平成20年2月の小田原市競輪事業検討委員会の報告書(参考資料1-1参照)では、「小田原競輪は、基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する。」とされていることを踏まえ、小田原競輪の今後に向けた検討を開始する。

2 都市計画上の制限等

競輪場の立地している地域の都市計画上の制限等については、次の表のとおりとなるが、現行の法律の規定上、第一種中高層住居専用地域には、競輪場は建築できず、建替えについても認められていない。

第一種中高層住居専用地域	建ぺい率60%、容積率150%
第一種高度地区	高さの最高限度12m、 北側斜線制限(5m+1:1.25)
第一種風致地区	建ぺい率20%以下、高さ8m以下など
都市計画公園区域	都市計画決定された区域内における建築物の建築行為(新築・増築・改築または移転)等の制限

※競輪場を含んでいる中央公園(都市計画公園)位置図については、参考資料1-2参照

※建ぺい率や高さなど、同じ制限がある場合は、より厳しい制限が優先される

3 検討体制

(1) 会議名

小田原競輪の今後に向けた検討会議

(2) 構成員

企画政策課、公共施設マネジメント課、財政課、事業課、都市計画課
及びみどり公園課の課長級及び担当職員

(3) 進め方

今後の経営状況の分析、施設の状況等を踏まえ、「小田原競輪の今後の方向性」について総合的に判断する。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年11月		検討会議を設置し、「小田原競輪の今後の方向性」について検討を開始
平成31年	1月	検討内容のとりまとめ
平成31年	2月	検討結果を踏まえ、市としての方向性を政策決定後、議会に報告

小田原市競輪事業検討委員会について

1 設置目的

小田原市の競輪事業の将来のあり方等について調査研究を行い、その方向性を指し示すことを目的に、平成19年8月20日に設置された。

2 委員名簿

- 委員長 島 和俊 (東海大学政治経済学部教授)
副委員長 冨川 正秀 (小田原市自治会総連合会長)
委員 飯野 博子 (公募委員)
 河口 浚 (公募委員)
 西岡 威 (小田原・足柄地域連合議長)
 畠山 康 (小田原箱根商工会議所専務理事)
 山本 将利 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任
 研究員)
 渡邊 久江 (小田原市交通安全母の会連絡協議会会長)

※敬称略、役職別五十音順

3 審議経過

<第1回> 平成19年8月20日(月)

- 1 小田原市競輪事業検討委員会について
- 2 委員長及び副委員長の選出について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 競輪事業の概要について

<第2回> 平成19年10月17日(水)

- 1 小田原競輪場の施設等について(現地視察)

<第3回> 平成19年11月14日(水)

- 1 小田原競輪の現状と将来のあり方について

<第4回> 平成20年1月23日(水)

- 1 小田原競輪の将来のあり方に関する意見・考え方の整理について

<第5回> 平成20年2月4日(月)

- 1 報告書案について

4 報告書の概要

<競輪業界全体の現状>

- ・趣味やレジャーの多様化、ファン層の高齢化などの影響により、売上が減少している。
- ・(財)日本自転車振興会への交付金や公営企業金融公庫への納付金など、競輪施行者の裁量の効かない法定経費の負担が大きく、経営に影響を及ぼしている。
- ・直近では、平成13年度に西宮、甲子園、門司の3競輪場が廃止、平成18年度に東京都市収益事業組合が競輪事業から撤退しており、現在、競輪場は47場、施行者は49団体となっている。

<小田原競輪の現状>

経営状況等は次のとおりとなっている。

来場者数： 233,504人 (平成18年度)		ピーク時 1,249,198人 (昭和48年度)
車券売上金額： 16,291,421千円 (平成18年度)	←	ピーク時 55,126,705千円 (平成3年度)
一般会計繰出金： 230,000千円 (平成18年度)		ピーク時 4,800,000千円 (平成3年度)

- ・従業員の雇用や、来場者・従業員・委託業者等の消費による一定の経済効果が存在する。
- ・施設が老朽化している一方、都市計画上の規制により大規模な改修等は難しい。
- ・来場者の往来や交通量の増加などにより、地域住民に少なからず負担を与えている。

<小田原競輪の将来のあり方>

メリットとデメリットを踏まえた基本的な考え方

○小田原競輪の主なメリット

- ・一般会計へ繰出金が出せている状態であり、市財政に、ひいては市民生活に寄与している。
- ・雇用や消費などによる一定の経済効果が存在する。
- ・来場者の大部分を占める男性高齢者の余暇の場所、交流の場所となっている。

○小田原競輪の主なデメリット

- ・来場者の往来や交通量の増加などにより、交通安全や環境美化などの面で少なからず地域住民に負担を与えている。
- ・競輪場は小田原城址公園や学校施設のある地域に立地しており、小田原のイメージの低下に繋がる可能性がある。

⇒市民生活に寄与する事業の財源となる繰出金が得られている状況も考慮すれば、廃止する積極的な理由はなく、基本的には存続させる。

◎存続にあたっての条件

- ・競輪事業そのものは、地方財政の健全化を図ることを目的としている
- ・赤字の状態、一般会計からの補填、つまり税金の投入により経営を維持することは、市民の理解が得られない。

⇒赤字、もしくは赤字になることが予測される場合には廃止を検討すべきである。

◎検討委員会における結論

以上のことを踏まえ、「基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する」という条件付きで存続させるものとして結論付ける。

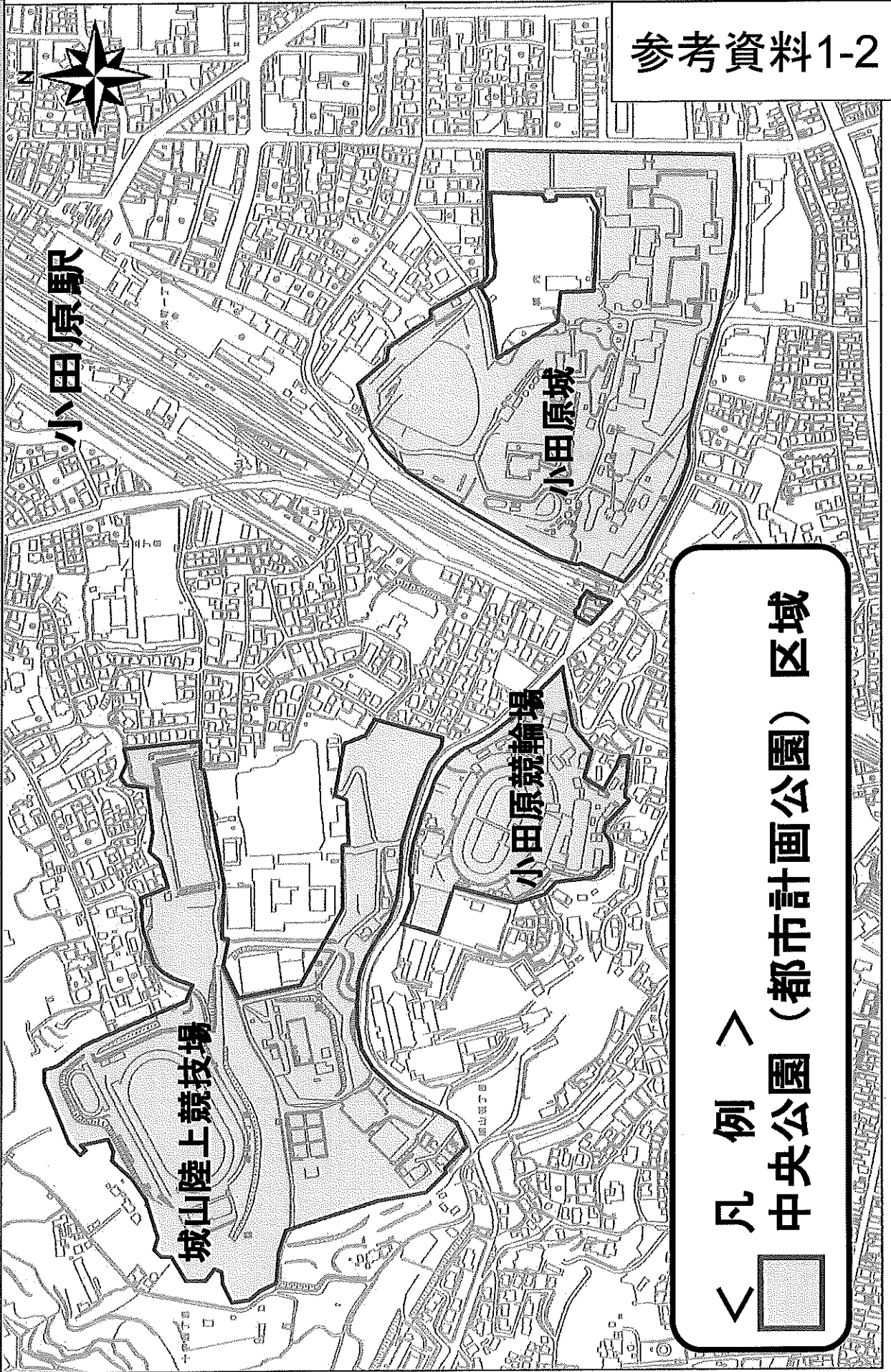
◎特に取り組むべき事項

繰出金による市の財政への貢献を確保しながら、市民の共感と信頼を得て競輪事業を展開するために、経営の合理化、競輪の活性化（集客方策の充実）、地域との共生、市民生活への貢献に、これまで以上に取り組む必要がある。

※将来、何らかの理由で廃止する場合には、他の廃止事例の損害賠償請求訴訟等も参考にしながら、廃止にあたって必要となる経費に留意する。

中央公園(都市計画公園)位置図

参考資料1-2





小田原市斎場の整備について

1 事業の進捗状況

平成30年2月に新斎場本体工事が始まり、8月には躯体の鉄骨建て方が終了。現在は内外装工事及び火葬炉設備等の工事を行っており、平成31年7月1日の供用開始を目指し整備を進めている。

また、広域農道から新斎場に直接アクセスするための新規進入路用地については、今年度中に用地を取得する見込みであり、新年度の整備を予定している。

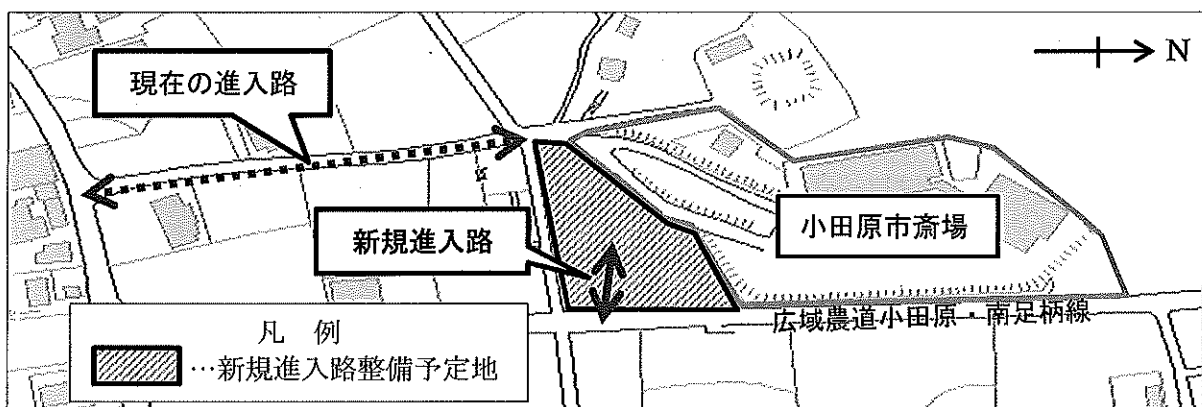
2 今後の主な事業スケジュール（予定）

実施設計の取りまとめや各種法令手続等に加え、天候不順等により工事着手にずれが生じたことによる施設整備費の増減及び新規進入路整備費については、平成30年度中に事業契約額の変更を行い、消費税率改定の経過措置に対応するため、今年度に債務負担行為の補正を予定している。これらに係る経費は、斎場整備運営事業として協議会構成市町で負担することとなる。

(1) 施設の整備及び運営に係るスケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成45年度
本体建設工事			残工事（既設火葬棟の解体等）	～
進入路整備（追加）				平成32年1月に全面供用開始（予定）
◎ 供用開始 維持管理運営業務			◎	

(2) 新規進入路位置図



(3) 条例及び事務の委託に係るスケジュール

平成30年12月定例会	斎場事務の委託に関する議案の提出
平成31年3月定例会	指定管理者制度導入に向けた小田原市斎場条例の一部を改正する条例議案の提出（平成30年12月パブリックコメント実施予定）

(4) 斎場建設工事の状況

